

休園施設を住民活動の場に

福祉向上のための利用は無償貸出も可能／町長



もり 治史 議員

るか。

問 ① 保育は地元でと希望する声もある中、町の保育所統合の推進によって、現在町内に11の休所保育施設がある。その内利用されているのは伊田、上田ノ口、東部の3カ所、後はそのままになっている。人家から少し離れた場所にある園などで、起こっては欲しくないが、窓ガラスが割られる、室内に入るなどの問題があった時、すぐに青少年補導センターの職員が対応できるように鍵等の管理がされているか。

② これからの地域活性化のためにも休園施設は遊ばしておくより住民に利用さすべきだと考える。個人やグループで特産品の開発、販売を行ったり、高齢者の方が交流の場として使用するなどの場合、申請は個人でも良いのか。それとも会社、NPO(非営利団体)等の組織でなければ許可されないのか。

③ 活性化を継続さすには販売など営利目的でないと上手く発展しないとと思う。そこで補助金を下さいではなく、自分達での独自の活動を考えた場合に拠点となる場所が必要になる。営利を目的とする以上は有料にすべきだが、目途のつく1〜2年を町の支援として減免できないか。国の補助金等の法的問題があるならば町は県、国へ働きかけ利用

できるように問題を一つ一つ解決していくべきではないか。

答

大西町長

矢野健康福祉課長

① 未使用施設の上田ノ口、上川口保育所は三月議会で承認され、総務課へ所管換えとなり、大方地区5園、佐賀地区4園の施設は健康福祉課の管理で、当然急を要する時はすぐに対応する。

② 保育所は全て国庫補助事業による建設なのだが、住民の福祉向上を図る利用には無償貸出も可能と考える。申請は個人、団体を問わず手続きが必要。

③ 営利目的になれば、補助事業で建設の関係から補助金の返還等も必要になるが、町として踏み込んでいくために、耐用年数内の建物への許可を出した場合にどの程度の返還になるか資料整備を進める。

情報整備

地デジが映る家庭、加入強制は絶対だめ 加入の強制はしない／総務課長

問

① 5月に各戸に配布された情報基盤整備のパンフレットによれば、告知端末機の設置費の無料は平成23年12月までの申し込みとなっている。一度も住民アンケートを取らずにある日突然、町長の不返転の決意のもとに決まった事ならば、申し込みが過ぎていても町内の住民が必要とあれば無料で付けるべきだと思う。

② 共同アンテナを利用して

答

松田総務課長

の本地と個人の土地利用の使用料の単価の見積は。また、端末機を推進していく中で、地デジが映る家庭には余分なお金を払うことになるケーブル加入の要請は絶対にしな

① 情報センターの条例に基づいての免除期間のみ無料での設置を行なう。

② 光ケーブル以外の事業へ取り組む事は、二重投資になるので現在は考えていない。

③ 自営柱は全体で120本程度の見込み。土地の使用料は地目にもよるが1870円〜山地は870円と考えている。

またケーブルテレビへの加入は相手の判断と考えており強制はしない。

③ 国道ぶちに亜鉛引きのポールを立てているが、全体で